

第5次多度津町障害者基本計画 第7次多度津町障害福祉計画 第3次多度津町障害児福祉計画 《概要版》

令和6年3月 多度津町

✚ 計画策定の背景と趣旨

本町では、「障害者権利条約」を実現するための近年の障害者に係る制度改革や障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30（2018）年3月に障害者施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針を示した「第4次多度津町障害者基本計画」を策定し、また、令和3（2021）年3月に障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児支援サービス等の必要見込量及びそれらの確保のための方策等を定めた「第6次多度津町障害福祉計画・第2次多度津町障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を総合的、計画的に推進してきました。

この度、両計画がそれぞれ令和5（2023）年度末をもって計画期間の満了を迎えることから、国の基本指針や障害のある人を取り巻く社会情勢の変化等に対応し、障害者施策の一層の推進を図るため、計画内容の改訂を行い、令和6年度より新たに「第5次多度津町障害者基本計画・第7次多度津町障害福祉計画・第3次多度津町障害児福祉計画」を一体的に策定することとしました。

✚ 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。

✚ 計画の期間

「第5次多度津町障害者基本計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までとし、「第7次多度津町障害福祉計画」及び「第3次多度津町障害児福祉計画」の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
第5次多度津町障害者基本計画						第6次多度津町障害者基本計画		
第7次多度津町障害福祉計画			第8次多度津町障害福祉計画			第9次多度津町障害福祉計画		
第3次多度津町障害児福祉計画			第4次多度津町障害児福祉計画			第5次多度津町障害児福祉計画		

✚ 計画の方向性

国は障害者基本計画(第5次)の中で、「障害者は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としています。その上で、国は障害者権利条約の理念に即した以下の障害者基本法の各基本原則等にとり、「当該理念の実現に向けた障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施すること」としており、本計画もその原則にとり推進するものとします。

- | | |
|-------------------------|--|
| (1) 地域社会における共生等 | (4) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 |
| (2) 差別の禁止 | (5) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援 |
| (3) 社会のあらゆる場面における利便性の向上 | (6) 障害のある女性、子ども及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援 |

✚ 計画の基本理念

「第1次多度津町障害者基本計画」の基本理念を踏襲するとともに、「第7次多度津町総合計画」の基本理念等を踏まえ、「一人ひとりの生き方を大切に、すべての町民とともに幸せを実感できるまち たどつ」を基本理念とし、地域住民と行政との協働・連携・共生による福祉社会の実現に向けた取組を積極的に推進するものとします。

一人ひとりの生き方を大切に、
すべての町民とともに幸せを実感できるまち たどつ

「一人ひとりが尊重しあい、支えあう」

障害の有無にかかわらず、すべての町民がお互いに人権を尊重し、地域で助けあい、支えあうまち

「一人ひとりが自分の生き方を選べる」

すべての障害者（児）が、自分の望む生き方を、主体的に選び、決めることができるまち

「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れる」

すべての障害者（児）が、自分の個性を発揮して地域で活躍し、きめ細かな支援を受けながら自立した生活を送れるまち

✚ 第5次多度津町障害者基本計画の基本方針

基本理念に基づき、次の9つの基本方針を定め、施策を推進します。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 啓発・広報の推進、行政等における配慮の充実 |
| (2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 |
| (3) 保健・医療の充実 |
| (4) 教育・育成の充実 |
| (5) 雇用・就業の確保、経済的自立の支援 |
| (6) 生活支援サービスの充実 |
| (7) 生活環境の整備及び防災・防犯対策の確立 |
| (8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 |
| (9) 学習・スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進 |

○施策の体系

	基本方針	基本施策
第5次多度津町 障害者基本計画	1 啓発・広報の推進、行政等における配慮の充実	(1)啓発・広報活動の推進
		(2)相互理解と交流の促進
		(3)相互援助活動の促進
		(4)情報提供・相談体制の充実
	2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1)人権・権利擁護の推進
		(2)虐待の防止
	3 保健・医療の充実	
	4 教育・育成の充実	(1)障害児支援の充実
		(2)早期療育の充実
		(3)学校教育の充実
	5 雇用・就業の確保、経済的自立の支援	
	6 生活支援サービスの充実	(1)新しい制度の円滑な導入
		(2)在宅生活への支援の充実
第7次多度津町 障害福祉計画	7 生活環境の整備及び防災・防犯対策の確立	(1)生活環境の整備
		(2)防災・防犯対策の確立
	8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	
	9 学習・スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	
	1 第7次障害福祉計画の基本方針	
	2 障害福祉サービス等の全体像	
	3 成果目標(令和8年度末の目標)の設定	
	4 活動指標の設定	(1)訪問系サービス
		(2)日中活動系サービス
		(3)居住系サービス
		(4)相談支援
		(5)地域生活支援事業
		(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
第3次多度津町 障害児福祉計画	1 障害児支援の提供体制の確保に関する基本方針	
	2 成果目標(令和8年度末の目標)の設定	
	3 活動指標の設定	(1)障害児通所支援等
		(2)発達障害者に対する支援
計画の推進	1 ニーズの把握	
	2 関係機関・地域住民との連携強化	
	3 適切なサービスの提供	
	4 計画の進行管理	

第 7 次多度津町障害福祉計画の基本方針

国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次の 7 つの基本方針に基づいて推進します。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- (3) 就労支援等の充実
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組

○成果目標(令和8年度末の目標)の設定

新しい国の基本指針では、7 つの成果目標設定が求められており、本計画ではこれまでの実績と本町の実状を踏まえ、新たに令和 8 (2026) 年度末までの数値目標を設定することとします。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

数値目標1:福祉施設入所者の地域生活への移行		
本計画の 目標値	令和8年度末の施設入所者数	23 人
	令和8年度末までの削減数	-1 人
	令和8年度末までの地域生活移行者数※1	1 人

※1 地域生活移行者数とは、施設入所者が施設を退所し、生活の拠点がグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

数値目標2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
本計画の 目標値	令和8年度における保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1 か所

(3) 地域生活支援拠点等の充実

数値目標3:地域生活支援拠点等の充実		
本計画の 目標値	令和 8 年度における地域生活支援拠点数	1 か所
	地域生活支援拠点の運用状況の検証及び改善検討	12 回／年
	支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の有無	有
	強度行動障害を有する者への支援体制の整備の有無【新規】	1 か所

(4) ①福祉施設から一般就労への移行

数値目標4:福祉施設から一般就労への移行		
本計画の 目標値	令和8年度の一般就労移行者数(就労移行支援事業)	1 人
	令和8年度の一般就労移行者数(就労継続支援A型)	1 人
	令和8年度の一般就労移行者数(就労継続支援B型)	0 人
	令和8年度末の一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数	1 か所
	令和8年度末の一般就労移行者の割合が5割以上の割合	100%

②就労定着支援事業の利用者数

数値目標5:就労定着支援事業の利用者数		
本計画の 目標値	令和8年度の就労定着支援事業利用者数	1 人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

数値目標6:相談支援体制の充実・強化等		
本計画の 目標値	令和8年度末の障害者相談支援事業を実施する事業所の設置数	1か所
	令和8年度における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言	3件
	令和8年度における相談支援事業者の人材育成の支援件数	3件
	令和8年度における相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	12回
	令和8年度における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に係る協議の場の数	1か所

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

数値目標7:障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
本計画の 目標値	令和8年度末の障害福祉サービス等に係る各種研修への職員参加人数	1人
	令和8年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を共有する体制の有無	有
	令和8年度における障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有の実施回数	1回

○活動指標の設定

前計画期間中のサービス利用実績と今後の利用者のニーズや事業所の事業展開意向等を踏まえ、計画期間における活動指標（各種サービス事業量等）を以下のとおり見込みました。

なお、表中の令和5年度は、令和5年9月までの実績に基づく見込値です。

①訪問系サービス

サービスの種類	単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数(人/月)	22	22	23	25	25	25
	利用時間(時間/月)	328	336	345	355	355	355
重度訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用時間(時間/月)	0	0	0	15	15	15
同行援護	利用者数(人/月)	3	3	3	4	4	4
	利用時間(時間/月)	92	100	105	120	120	120
行動援護	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間/月)	0	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

サービスの種類	単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数(人/月)	53	54	56	58	58	58
	利用日数(人日/月)	1,128	1,147	1,189	1,231	1,231	1,231
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用日数(人日/月)	0	0	0	20	20	20
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人/月)	0	0	1	1	1	1
	利用日数(人日/月)	0	0	20	20	20	20
就労選択支援 【新規】	利用者数(人/月)	—	—	—	—	1	1
	利用日数(人日/月)	—	—	—	—	20	20
就労移行支援	利用者数(人/月)	1	1	2	2	2	2
	利用日数(人日/月)	16	18	36	36	36	36
就労継続支援 (A型)	利用者数(人/月)	8	8	15	17	17	17
	利用日数(人日/月)	113	118	221	255	255	255
就労継続支援 (B型)	利用者数(人/月)	34	35	44	46	48	50
	利用日数(人日/月)	526	526	661	691	721	751
就労定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
療養介護	利用者数(人/月)	8	8	8	8	8	8
短期入所 (医療型)	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(人日/月)	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	利用者数(人/月)	8	8	9	10	10	10
	利用日数(人日/月)	32	34	38	42	42	42

③居住系サービス

サービスの種類	単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	20	20	22	22	23	24
	重度障害者の利用者数(人/月)	7	7	7	7	7	7
施設入所支援	利用者数(人/月)	22	23	23	23	23	23

④相談支援

サービスの種類	単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人/月)	128	130	130	135	135	135
地域移行支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

⑤地域生活支援事業

サービスの種類	単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・研修啓発事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
障害者相談支援事業	委託事業所数	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	0	0	0	0	0	1
住宅入居等支援事業	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	1
成年後見制度利用支援事業	(件/年)	3	1	2	2	2	2
成年後見制度法人後見支援事業	(件/年)	0	0	0	0	0	1
手話通訳者派遣事業	(件/年)	0	1	2	2	2	2
要約筆記者派遣事業	(件/年)	0	0	0	0	0	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	(件/年)	1	1	2	2	2
	自立生活支援用具	(件/年)	4	0	1	1	1
	在宅療養等支援用具	(件/年)	4	4	5	5	5
	情報・意志疎通支援用具	(件/年)	7	6	5	7	7
	排泄管理支援用具	(件/年)	382	720	800	900	900
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	(件/年)	0	1	2	1	1
手話奉仕員養成研修事業	利用者数(人/年)	3	4	1	3	3	3
移動支援事業	利用者数(人/年)	26	28	30	35	35	35
	延べ利用時間数(時間/年)	1,171	1,255	1,300	1,400	1,400	1,400
地域活動支援センターⅠ型	か所	3	3	3	3	3	3
	(人/日)	3	3	4	4	4	4
地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	1	1	1	1
	(人/日)	1	1	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	か所	1	1	1	1	1	1
	(人/日)	2	2	2	2	2	2
福祉ホーム事業	利用者数(人/年)	2	2	2	2	2	2
日中一時支援事業	利用者数(人/年)	11	13	15	15	15	15
	延べ利用時間数(回/年)	80	66	70	80	80	80

⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

サービスの種類	単位	前計画(実績)			本計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数 (回数/年)	0	8	8	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	延べ参加人数 (人/年)	0	24	24	24	24	24
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	実施回数 (回数/年)	1	1	1	1	1	1
精神障害者の地域移行支援	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
精神障害者の地域定着支援	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
精神障害者の共同生活援助	利用者数 (人/年)	8	9	9	9	9	9
精神障害者の自立生活援助	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

第3次多度津町障害児福祉計画の基本方針

国の基本指針及び障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次の6つの基本方針に基づいて推進します。

- (1) 身近な場所で提供する体制整備
- (2) 地域支援体制の構築
- (3) 保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (4) 地域社会への参加・包容の推進
- (5) 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- (6) 障害児相談支援の提供体制の確保、利用者支援事業との連携

○成果目標(令和8年度末の目標)の設定

第3次障害児福祉計画に定める成果目標については以下のとおりです。

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

数値目標1：障害児に対する重層的な地域支援体制の構築		
本計画の 目標値	令和8年度末の児童発達支援センターの設置数	1か所
	令和8年度における障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築(整備数)	1か所

(2) 重症心身障害児への支援

数値目標2：重症心身障害児への支援		
本計画の 目標値	令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所
	令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所

(3) 医療的ケア児への支援

数値目標3：医療的ケア児への支援		
本計画の 目標値	令和8年度における医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の数	1か所
	令和8年度における医療的ケア児等コーディネーター配置人数	1人

○活動指標の設定

児童福祉法を根拠とする障害児を対象としたサービスは、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に分かれています。

障害児通所支援とその利用に必要な障害児相談支援の内容と今後の事業量の見込みは以下のとおりです。

①障害児通所支援等

サービスの種類	単位	前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人／月）	21	21	22	23	24	25
	利用日数（人日／月）	178	182	190	208	216	224
医療型児童発達支援	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（人日／月）	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人／月）	0	0	0	0	0	0
	利用日数（人日／月）	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数（人／月）	51	54	55	56	57	58
	利用日数（人日／月）	512	538	550	560	570	580
保育所等訪問支援	利用者数（人／月）	0	0	1	1	1	1
	利用日数（人日／月）	0	0	2	2	2	2
障害児相談支援 （障害児支援利用 援助・継続障害児 支援利用援助）	利用者数（人／年）	55	55	56	58	60	60

②発達障害者に対する支援

サービスの種類	単位	前計画（実績）			本計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害者地域支援 協議会の開催回数	開催回数 （回数／年）	3	3	3	3	3	3
ペアレントトレーニングや ペアレントプログラム等の 支援プログラム等の受講者数 （保護者）及び実施者数（支援者）	受講者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0
	実施者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの 人数	養成者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0
ピアサポートの 活動への参加人数	参加者数 （人／年）	0	0	0	0	0	0

✚ 計画の推進

本計画の策定にあたっては、サービス利用者や家族、計画相談支援事業者やサービス提供事業者、医療機関、学校などから収集した情報や、近年のサービス利用状況、障害者手帳所持者数の推移や人口動態などから、町の障害者（児）福祉施策の現状と課題を洗い出し、将来必要と思われるサービスの見込量を算出するとともに、見込量を確保するための方策を立てました。

また、福祉施設の入所者の地域生活への移行や地域生活支援拠点等の整備、福祉施設から一般就労への移行等の具体的な数値目標を掲げ、今後の諸施策を展開していきます。

第5次多度津町障害者基本計画
第7次多度津町障害福祉計画
第3次多度津町障害児福祉計画
【概要版】

発行・編集：多度津町健康福祉課
住所：〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目3番95号
TEL：0877-33-1134